

令和4年第3回三島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和4年5月24日
招集の場所 三島町役場議場
開 会 令和4年5月27日 午前10時00分 議長宣告
応招議員 8名
1番 矢澤 昇 2番 二瓶辰右エ門 3番 五十嵐 健 二
5番 長谷川 清 雄 6番 二瓶 俊 浩 7番 菅 家 三 吉
8番 大竹 克 昌 9番 青 木 喜 章
不応招議員 なし
出席議員 7名
2番 二瓶辰右エ門 3番 五十嵐 健 二 5番 長谷川 清 雄
6番 二瓶 俊 浩 7番 菅 家 三 吉 8番 大竹 克 昌
9番 青 木 喜 章
欠席議員 1名
1番 矢澤 昇

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源 成	副町長	小 堀 庄太郎
教育長	山 口 浩	参事兼総務課長	鈴 木 庄 蔵
参事兼地域政策課長	小 柴 謙	町民課長	板 橋 淳 也
産業建設課長	渡 邊 浩	生涯学習課長	菅 家 直 人
会計管理者	森 田 勝	総務係長	大 竹 重一郎

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	小 松 昭
--------	-------

町長提出議案

議案第32号 工事請負契約の締結について（道の駅尾瀬街道みしま宿駐車場拡張工事）

開会 午前10時00分

議事日程 議長は別紙のとおり議事日程を配付した
会議録署名議員を次のとおり指名した

会議録署名議員 3番 五十嵐 健 二 5番 長谷川 清 雄

議 事 の 経 過

◎開会及び開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

1番、矢澤 昇君より所用のため欠席届が出ておりますが、定足数であります。

ただいまから令和4年第3回三島町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

3番、五十嵐健二君、5番、長谷川清雄君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎町長の挨拶並びに提案理由の説明

○議長 日程第3、町長の挨拶並びに提案理由の説明を受けます。

町長。

○町長 令和4年第3回三島町議会臨時会を開催するに当たり、議員各位のご出席を賜り開会できますことに敬意と感謝を表すものであります。

ゴールデンウィークも明け、心配しておりました新型コロナウイルス感染症については全国でも減少傾向が続いており、少しずつ経済活動が戻ってきているようであります。町内では、先日12例目の感染者が確認されたところで、油断することなく引き続き感染症対策の徹底をお願いし、イベント等を実施してまいりたいと考えております。

それでは、行政諸般についてご報告をいたします。

1点目は、二瓶辰右エ門議員からご指摘いただいております、三島テレビに関する放送番組審議会を24日に開催したところであります。初めての会合で委員5名を委嘱しました。今後、放送番組についてご審議をお願いするものであります。

2点目は、全員協議会で報告しました第一物産館の活用について、改修費用が多額になることから再度検討するとの報告がありました。町としては、施設の有効活用の観点から様々な可能性を探ってまいりたいと考えております。

3点目は、宮中の恒例祭祀であります令和4年度新嘗祭の献穀者に小松正信氏が選任され、5月30日に御田植式が開催されることになりました。当町としては、初の献穀者で大変名誉なことでありますので、無事大任を果たされますよう支援してまいりたいと考えております。

それでは、本臨時会にご提案を申しあげました議案についてご説明を申しあげます。

議案第32号は工事請負契約の締結についてでございます。5月25日に入札しました道の駅尾瀬街道みしま宿駐車場拡張工事の予定価格が5,000万円を超えたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきご審議を願うものであります。

議案につきましては、担当課長をもってご説明を申しあげますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申しあげ、ご挨拶並びに提案理由の説明といたします。今日はご苦労さんでございます。

◎議案第32号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第4、議案第32号、工事請負契約の締結について（道の駅尾瀬街道みしま宿駐車場拡張工事）を議題といたします。

説明を求めます。地域政策課長。

（地域政策課長、議案書により説明）

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

二瓶辰右エ門君。

○2番 この工事発注に当たっての設計額及び予定価格はいかほどでしたか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 設計額が9,962万4,800円、予定価格が9,962万4,800円でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 今の設計額と予定価格はどちらも消費税抜きの本体価格ですね。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 消費税込みの金額でございます。（「消費税込み」の声あり）はい。（「込みなのね」の声あり）

○議長 ほかに質疑。二瓶辰右エ門君。

○2番 ちなみに、計算するとすぐ分かるんでしょうけれども、それぞれ消費税抜きの価格を教えてください。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 消費税抜きの工事価格が9,056万8,000円です。予定価格の入札比較になります消費税抜きが9,056万8,000円です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 予定価格と落札額の率でいうと九十七、八%になるのかな。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 落札率でいいますと99.37%になります。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そういう場合は、いろんな入札に当たって非常に予定価格に極めて近いといった場合の、何か行政側として対応すべき決めてある事柄というのはないんですか。要するに、予定価格と非常に近いというような入札に関しては、例えば業者間による談合だとか、そういったものが疑われるから結果について何か調べなくてはならないとか、そういう規

定は三島町の入札制度の中にはあるんですか、ないんですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 町のほうでその調査とかそういう部分のはございません。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 例えばこれを入札するに当たっては、切抜設計書を出していると思います。そしてその切抜設計書には、いろんな段階での工種があって、内訳が書いてある。例えば、あまりにも予定価格と近い場合には、その内訳の提出を求めさせるというようなのが県の入札制度改革のときに、多分、県側の発注側としてはそういう対応をすることになっておりますが、三島町においてはそういう体制はないということですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 入札書に添付資料として工事費の内訳書を出してもらっておりまして、それも一応確認させてもらっております。二瓶議員言われたとおり、設計書に関しては、入札のときに、今ホームページに切抜設計書を入れておいて、そこで見ております。今、設計のシステムとかも皆さん同じような感じでやっておりますので、やっぱり近いというか、という形にもなってくるのかなというのはちょっと想定しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 この入札率99.37%という率について、どのような感想をお持ちか。あとは、内訳書を見た場合に、我々は内訳書分らないですけども、内訳書を見た場合に何か疑問点やそういったことはなかったのかについてお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 特に疑問点はないので、今回の議会のほうに議案として提出させていただきました。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 これは当初予算での、ちょっと調べてなくて申し訳ない、当初予算での工事請負費の金額は幾らだったでしたか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 当初予算に工事費として商工費の中に上がっているんですが、同じく早戸のほうの工事費も一緒に計上になっていまして、当初予算では、金額が分かるとその後の入札に響くということで、合算の金額で上がっておりまして、1億2,620万円が予算書で上がっております。なので、ここの工事費だけ打ってしまうと、また今度早戸のほうが（「いや、ちゃんと説明したんじゃない」の声あり）説明はしたんですけども、単独それぞれの工事を出してしまうと入札の金額として事前に周知してしまうことになるので、合算の工事費の中で、2つの工事があるんですが、その合算金額は予算書に上がっております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 議案を説明するときに、早戸分は何ぼで道の駅分は何ぼだよとたしか俺何かメモしたような記憶があるんですけども。説明していましたよね。

○議長 地域政策課長。

- 地域政策課長　　今言ったとおりで、幾らとは言っていないです。やはりその金額を言ってしまうと、この金額でということと事前に工事費の価格が分かってしまうということで、それは説明はしていないと思います。
- 議長　　二瓶辰右エ門君。
- 2番　　ただ、そこの科目の中の工事請負費ということで合算だったから分からないというんだけど、単体の工事請負費の場合、科目によっては今までも発生していますよね。それは、だから当たらないと思うんですが、その考え方は。予算書に工事請負費、1か所しかない工事請負費、入れる場合も今まで多々あったにもかかわらず、いや分からないようにという議論はちょっと筋違いじゃないですか。
- 議長　　地域政策課長。
- 地域政策課長　　二瓶議員ご指摘のとおり、単体の工事のときは出さざるを得ないということですが、2つ工事があったときは積極的に表示しないというのが町の考え方ということでご理解いただければと思います。
- 議長　　二瓶辰右エ門君。
- 2番　　それで改めてお伺いしますが、予算計上したときのここの工事請負費は幾らだったですか。
- 議長　　地域政策課長。
- 地域政策課長　　道の駅の駐車場拡張工事で1億円で。「ちょうど1億」の声あり)はい。
- 議長　　二瓶辰右エ門君。
- 2番　　それはあれですか、予算だから当然消費税を入れたやつですよ。1億円の予算に対して予定価格は9,962万4,800円ということだったということですね。ここの予算を見積ったときに、この金額からすれば、既に設計が出来上がっていた、だから1億円という予算を計上した、そんな考えでよろしいですか。
- 議長　　地域政策課長。
- 地域政策課長　　令和3年度に測量設計をやっていただきまして、その中で、正式に出たのは2月10日なので、積算の時期とはちょっとずれてしまったんですが、基本的に、正確な数字として設計書ができたのは2月の工期としては10日までだったので、予算編成時期には間に合わなかったですが、概算で1億円という形で取っておりました。
- 議長　　二瓶辰右エ門君。
- 2番　　そこまで仕事が進んだ上での予算計上であり、2月何日にはほぼ設計も出来上がっていた。なぜ発注が今になって、臨時議会を開かなければならない時期に入札まで手続がかかったんですか。
- 議長　　地域政策課長。
- 地域政策課長　　昨年5月に測量設計を発注しまして、その後、ちょっと私たちのほうの認識不足もあったんですが、今回整備する駐車場が7,400平米あります。なので、事前協議で話している中で、元のみしま宿、今あるみしま宿が6,000平米あります。それと合わせた開発行為として考えなさいということで、それが1万平米を超えるということになりまして、開発許可が必要です（「開発許可必要ですね」の声あり)はい。それが必要だと

いうことをちょっと私たちも、駐車場だけの考えでいたんですが、みしま宿と一体の工事という形で開発許可を申請してくださいということで言われまして、そこから開発許可に向けた取組になりまして、申し訳ございませんが。

それにプラス、今度候補地、買収した土地が、農地がありまして、農地3筆ありまして（「農地転用が必要だよな」の声あり）はい。農地転用が今度必要になって。というのは、農地転用の申請に必要な書類の中に各法令に関する申請書をちゃんと受理されたという写しをつけなさいという、農地法の申請の基本的な添付書類として、開発許可、あと土壤汚染対策法とか、そういう部分の申請をして受理されたという文書をつけて農地転用を出しなさいということで、開発許可にちょっと、7,000平米となると今度……、すみません、いろいろあれなんです、道の駅との雨が降ったときの処理水をどうするかというのをいろいろ協議が難航しまして、調整池を造らなければいけないのか、そういう部分があって、何とかそれがまとまって2月に出したんですが、その後ちょっと修正が入ったりして、やっと3月になって開発許可の申請を出せるようになりまして、それがプラス農地法も同じく申請となって、農地の申請になると県のほうに行きますので、県の審査が3月末にあって、結局許可が出たのが4月20日ということになってしましまして、それで二瓶議員ご指摘のちょっと遅れているということの原因になっています。（「いやあお粗末だな」の声あり）

○議長　ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　今の手続は本題ではないんですけども。私自身も、今7,400平米と言ったけれども、一番最初どのぐらいの面積だと言ったときに倍だと。倍といったら幾らぐらいだと言ったら、5,000平米だと言ったような俺は記憶があるんだけど、それが7,400平米になったのが、あれ、いつ7,400平米なんて説明受けたかななんてはっきりした記憶がないんですけども、いずれにしても1ヘクタールを超えれば開発許可になるなんて、こんなの常識ですよ、常識。

あと、今の中からいうと、何だ、防災調節池。要するに開発許可というのは、崩れないか、雨降ったときにどうかというのが開発許可の一番核心の部分で、その防災調節池を造らなくてもいいということになったんですか。どういうふうなそこところは雨降っても大丈夫だということになったんですか。あれは高台だからすぐ崖になりますから、普通は心配ですよ。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　それも設計の中でいろいろやはり、今、二瓶議員ご指摘のとおり調整池が必要ではないかとなったんですが、面積とコンクリートの傾斜をつけて、結局駐車場が池みたいな、調整池の役割を果たして集水ますに集めて少しずつ流していくというような理解でいいでしょうということで若建のほうでも協議させていただいて、高低差をつけて、調整池をわざわざ造らなくてもそれで大丈夫でしょうということで判断をいただいたということです。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　そうすると、のみ込めない雨の時期には駐車場には水がたまって、長靴を履かな

いと下に下りられないような状態になるんですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 すみません、何センチというのはあれですが、そこまでではないというふうには確認しました。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そこで本題なんですけれども、要するに、予算は1億円であった。それは、ほぼ設計が固まっていたのでそれに近い予算を計上することができた。ここまではいいですよ。入札は何だかんだあって遅れた。入札の入札率は99.37%であった。その場合に見積内訳書も取って審査をした。その見積内訳書で見ると、これは99.37%、要するにほぼ設計額に近い金額がはじき出されるのは当たり前だよなというふう感じた、あるいは検討の中でそういうふうにしたという要因は何ですか。あれは数量と単価だよ。切抜設計書というのは数量と単価だよ。そして、工種ごとに分けをしながら、そして出すんだよ。そういうものを見て、これは、この工事は99%以上になると、当たり前だよなというふうにした、これは何の不正もないよなというふうにした理由は何ですかと、こういうふう聞いてます。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、今、設計のシステムとかそういう部分も公表されておまして、やはり民間でも同じようなシステムを使えるような状況になっておりますし、単価とかそういう部分は、うちのほうは、数量、切り抜きなので単価とかそういうのは出てこないんですけれども、それはもう行政側、発注側と民間のほうでもある程度同じような数量を持っているということで、それをあとは企業努力でやっていただくとなると、管理費であったりそういうところになってくると思うので、なかなか今、物が入ってこなかったり、そういう部分でなかなか厳しい状況の中ではしょうがないのかなとか、しょうがないという言葉はあれかもしれないですが、妥当であるのかなというふうに判断したところです。工種的には何々工事幾らという加点になっていて、細かいのは出てきてはいないんですが。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、全国的にといいですか、日本の公共工事の発注においては、数量は分からないけれども、単価やなんかは全部オープンになっているから、ほぼ業界はつかめるんだと、だから入札をするときに予定価格にかなり近づいた入札率になることは当たり前だ、そうならざるを得ないでしょうということだよ。そういうことをおっしゃっているんでね。その入札のシステムが出来上がったというのは、みんなそうならざるを得ないよとなったのはいつ頃からの話ですか。5年前ですか、10年前ですか、20年前ですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 私も詳しくないですが、産業建設課長にご指導いただくと、やはり10年前くらい、もともと民間でもシステムがあったそうなんです、それが大体一緒になってきたのは10年くらい前からはではないかということです。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番　　そうすると、高田の不正が摘発されたというのは、それは10年前よりももっと近い入札制度において、落札額と予定価格が非常に近似であったという疑問の中から警察が動いた、こういうことなんですよ。

それは、システムの的に設計額を割り出すということは、業者にとっても、今のシステム上、分かりやすくなっているんで、設計額をみんな把握しやすくなっているということですよ。そうすると、入札にかけたときに、要するに競争原理が働いているか働いていないかということなんだけれども、この金額を見ると60万円、40万円、50万円、40万円違いというふうに、落札業者の金額を、入札の第1回目の金額を見ると非常に近似値であるわけですね。そうすると、これは本当に大丈夫かなと、談合されてないのかなという疑問が湧くんですけども、私はね、湧くんですけども、その辺はどのように認識されていますか。

○議長　　地域政策課長。

○地域政策課長　　今のこういう情勢でもありますので、本当にそこは私たちでは疑問というか、正式に指名競争させてもらって入札していただいているので、特に疑問は感じないところであります。

○議長　　二瓶辰右エ門君。

○2番　　そういうのは常態化すれば特に疑問がないというふうになっちゃうんですよ。でもそこに疑問を持って、競争原理を働かせるためにということになると、それはいつも執行部側がおっしゃっている最少の経費で最大の効果を生むという最も分かりやすい事例なんです。それを防止するためには、予定価格を操作する、要するに予定価格で設計額と同じにしないというのも大きな入札の談合防止のための手段の一つである。そういうことは検討はされないんですか。

○議長　　地域政策課長。

○地域政策課長　　国からの指導で、今、建設業、こういう事業者を守るということもあるんですが、設計額を、昔は二瓶議員言ったとおり入札価格を落とすというのもあったみたいなんですが、設計額を落とさないような指導がありまして、町のほうとしては設計額から落としては……。

○議長　　二瓶辰右エ門君。

○2番　　その議論とこの議論は違うので。国からの指導というのは、あくまで競争原理が働いているような場合にあってはということで、これが競争原理が働いていると見るか働いていないと見るかによるんですけども、私はこれは競争原理がかなり働いていないんじゃないかと、この結果がね。それが長年続いているから、国の指導そのまま受けるのではなくて、入札制度を三島町として改革するためにそういう手法も用いるべきではないか、その辺のご意見はいかがですか、検討はされていますか。だから、国からやってきたことが、だからこうなんだではなくて、それはある状態のときにはそういうことも必要でしょう。しかし、これだけ90%以上の落札が続くような体質にあっては考えなくてはならないんじゃないですかという意見を言っているわけです。

○議長　　総務課長。

- 総務課長 入札に関しましては、やはり理由のない歩切りというものをするなというように指導をいただいております、明確な理由、辰右エ門議員がおっしゃるように、競争原理が働いていないというようなことで予定価格を引き下げということは基本的にはできないというふうに認識しておりますので、何らか設計額からなぜ予定価格が変わるのかというところに明確な理由がないと歩切りはしない、させないというような、今、国、県の指導に基づいて町としては行っているところでございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 そのところが認識の違いなんですよ。要するに、この結果を見て入札原理が働いているか働いていないかという認識の違いが1点あります。そして、何だっけ、正当な理由のないという話だよ。正当な理由のないというその理由に、入札の結果を見て競争原理が働いていないというのも理由の中には入らないという認識なんですか、それともそれは入るという認識なんですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 明確に確認はしておりませんが、町としてはそれは理由に入らないというふうに考えております。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 私はそれはもう本当に大きな理由の一つに入るというふうに認識しておりますから、それは私なりに調べています。そして、この入札結果についても、競争原理が働いていないのか働いているのかという認識の違い。役場さんではこの結果を見て競争原理は働いているという認識なんですよ。そういうことでよろしいですか。声を出さないと議事録に載らないですよ。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 町としてはきちんとした競争原理が働いているというふうに認識しております。「かなり一般常識とは違うというふうに私は思うんですが」の声あり)
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 役場の今回の工事の発注、あとこれからの姿勢についても、今までのやり方についてよくよく分かりましたので、そのところはまた改めて自分も調査をしながらまた議論をしていきたいというふうに思います。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第32号、工事請負契約の締結について（道の駅尾瀬街道みしま宿駐車場拡張工事）を採決いたします。
この採決は起立により行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会

○議長 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和4年第3回三島町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時35分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長

三島町議会署名議員

三島町議会署名議員